

梢水共に一百三名

嘉靖三十六年（一五五七）二月初九日

右の執照は存留在船通事陳繼成等に付し、此れに准ぜしむ

進貢謝恩等の
事の為にす 執照

1-30-19

世子尚元の、赴京の官員の接回のため使者馬加泥等を遣わす

執照（一五五八、一、二二）

琉球国中山王世子尚元、朝京の官員を接回する事の為にす。

本国は嘉靖三十六年（一五五七）に貢期に適當すれば、特に正議大夫蔡廷会・長史蔡朝器等を差つかわし、海船及び本国の小船共に二隻に坐駕して礼儀を装載し、進貢し謝恩せしむ。福建布政使司の例に照らして小船を摘か発し先に回からしめて以て遠望を慰むるを蒙る。今照らずに、原差もとわせる長史蔡朝器・使者尹徳美・通事鄭祐並びに人伴烏刺瑞、表を齎し京に赴けば、船無くして以て回国し難し。

此の為に今、特に使者・通事等の官の馬加泥等を差わし、宇字五号半印勘合執照を給付し、夷梢を率領して本国の小船一隻に坐駕し、福建等の地方に前去し、長史蔡朝器等を接回して回国せしむ。如し経過の関津把隘とくろの去処及び沿海巡哨の官軍の驗実けんじつに遇

ば、即便に放行し、留難して因つて遅候して使ならざるを得しむる母れ。所有の執照は須らく出給に至るべき者なり。

今開ひらす

使者二員 馬加泥 馬南比 人伴四名

通事一員 沈文 人伴二名

管船火長・直庫二名 林華 越都郎

梢水共に一百三十八名

嘉靖三十七年（一五五八）正月二十一日

右の執照は通事沈文等に付し、此れに准ぜしむ

朝京の官員を
接回する事の為にす 執照

1-30-20

世子尚元の、冊封の勅書を迎接するため長史梁炫等を遣わす

執照（一五五八、一〇、一〇）

琉球国中山王世子尚元、勅書を迎接す等の事の為にす。

近ごろ長史蔡朝器等を差つかわし、請封の事も奏聞せしむるに、已に、欽差しんさの給事中・行人等の官の海船に坐駕し国に到りて封建せしむ等の因あるを蒙る。理として合に上年の封建の事例に照依すべし。今、特に長史梁炫、使者吳中城、都通事金昇・鄭憲等を差わし、本国の小船一隻に坐駕し、夷梢を率領して福建の処所に

前去し、詔勅等の書を迎接し、船隻を導引して国に到らしむ。途に在りて事に悞あやれて便ならざるを得しむる母れ。王府、除外に今、字字六号半印勘合執照を給付し、都通事鄭憲等に付して収執せしむ。須らく出給に至るべき者なり。

今開す

長史一員 梁炫 人伴十名

使者三員 吳中城 馬慶 吳蒙達 人伴九名

都通事一員 鄭憲 人伴三名

副通事一員 鄭祿 人伴二名

管船火長・直庫二名 林泰 越都郎

使の船隻を導駕する都通事一員 金昇 人伴五名

看針舍人二名

風勢を慎知する夷梢二名^③

嘉靖三十七年（一五五八）十月初十日

右の執照は長史梁炫・都通事鄭憲等に付し、此れに准ぜしむ

天使を迎接する事の為にす 執照

注*本文書に関わる冊封使郭汝霖には『使琉球録』（米國議會図書館蔵）

の編著がある。（二五—三二）参照。

（一）蔡朝器等を差わし：奏聞せしむ 『明実録』嘉靖三十六年十

二月丙申の条に蔡廷会等の入貢と請封の記事がある（蔡朝器は蔡廷会と同時に三十六年二月に派遣されている。（二五—三

一）参照。

（二）欽差の給事中・行人等の官：等の因あるを蒙る 冊封使派遣が決定したことをさす。郭汝霖『使琉球録』によると、三十七年二月二十六日に刑科給事中呉時来・行人司行人李際春が冊封使に任命されたが、四月二日に呉時来から刑科右給事中郭汝霖に変更となった。『明実録』は郭汝霖派遣の決定を四月戊寅朔の条に記し、三月丙子の条には呉時来の登用中止の事情を、九月壬辰の条には郭汝霖が吏科左給事中に陞ったことを記す。

（三）導駕 以下の看針舍人、風勢を慎知する水梢らと共に冊封使の船隻に同船して航海を補佐すること。

（四）二名（三〇—三二）には二十名とあり、他の冊封使の迎接や護送の夷梢（二九—三〇）（三〇—三二）（三三—三五）も二十名である。正しくは二十名であろう。

1-30-21

世子尚元の、冊封の勅書を迎接するため都通事金昇等を遣わす執照（二五五八、一〇、一〇）

琉球国中山王世子尚元、勅書を迎接す等の事の為にす。

近ごろ長史蔡朝器等を差わし、請封の事も奏聞せしむるに、已に、欽差の給事中・行人等の官の海船に坐駕し国に到りて封建せしむ等の因あるを蒙る。理として合に上年の封建の事例に照依